

# 文化財行政は新時代に入った

## —保護法改正にちなんで—



東京国立文化財研究所長  
渡邊明義



よって保護対象の拡大を図ることが改正の趣旨であるが、近代の建造物を念頭に置いての法律改正であるところに、行政上の大きな意味がある。近代の建造物はすでに指定の実績を挙げつつある。しかし、近代の建造物は規模が大きく、かつそれが建っている土地を含めあまりにも経済的要因が強く、指定の手法が採りたいものが多いだけでなく、その経済的要因から取り壊しが急速に進みつつあるというのが現実である。この厳しい現実に対して、建造物の都市景観形成における公共性、歴史性をこの社会の中で価値あるものとして位置づけたいという願いが法律改正という大きな結果をつくり出したのである。

近年、近代の文化遺産の保存と活用の問題は、文化庁の大きな課題となっていた。文化財保護審議会企画特別委員会の提言を受け、近代の文化遺産の保存と活用に関する協力者会議が開催され、去る七月八日にその報告がまとめられた。登録という手法を保護手法として位置づけた法律改正は、このような文化庁の近代の文化遺産の保存への志向の中で一つの出来事であったのである。文化財保護行政はいよいよ新しい局面を現実のものとして迎える、そのような時代に入ったのである。有形文化財の近代の遺産の指定について見ると、絵画や彫刻では明治、大正時代の作品の指定を行っている。この分野は明治時代以

来、保護の実績を積み重ねてきており、指定作業がそれなりに成熟しつつあったこと、そして近代の絵画や彫刻はこれに関わる専門家や施設も少なく、その実態を比較的つかみやすかったことから、新しい時代へと向かうことを試み得たのである。しかし、他分野の近代への志向は同様にはならなかった。書籍、典籍、古文書など歴史の文献に関わる指定も、相当程度の成熟を見せつつあり、その成熟の中から、書籍、典籍、古文書という形式分類ではとらえきれない遺産の保護が意識され、歴史資料という新しい分野となっている。しかし、この歴史資料の指定作業は江戸時代について行われているのが実情である。美術工芸や歴史に関わる文化遺産の保護の近代への志向はきわめて限界があつたのである。

その理由はいくつかある。従来の指定作業の成熟度はまだ余裕があつたこと、近代の多岐にわたる文化遺産を指定の対象とするには体制の大変革が必要となることもあり、江戸時代以前を歴史として考えていたからである。さらに付け加えるならば、文化的遺産を文献中心に考えており、その上で、近代の文化遺産を指定するには学術的に、また社会的に条件が整っていないと考えていたからでもある。しかし、こうしている間に保護を求める現実には確実に膨らんでいったのである。

このたび、重要文化財以外の有形文化財で建造物であるもののうち、その文化財としての価値にかんがみ、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができるといふ文化財保護法の改正が行われた。指定という手法を唯一絶対とするのではなく、別の手法を持つこと

いでいるのだが、そうならばこそ近代の遺産の活用と保存について正面から議論できるような状況に至ったことに、時代の転回を強く感じるのである。ただちに指定などの動きはとれなくとも、まさにこの際、議論を重ね、開かれた道を進むべきである。その議論の中で登録という新手法の活用の道も示されるものと思う。

無形文化の世界は今に生きている世界であり、改めて近代を意識することは難しいかもしれないが、近代において新しく成立した芸能もあり、中には民俗的な性格をもつて地域の生活に根を下ろしたものもある。伝統論とともに、新しい手法を生かすという観点からの対象の見直し論があり得るであろう。生業を対象とすることは社会の意識構造に触れることにもなり、慎重さが必要であるが、選定保存技術の分野とともに伝統的文化的技術論で登録という手法の適用の可能性は探し得るに違いない。

ところで、近代において変化したものといえは生活がある。欧米の影響という模式的な部分だけでなく、科学技術の進歩や工業生産品の普及が生活の技術と物質的構成の内容を変えてしまっている。この変貌も一九五〇年代の高度成長が大きく影響しているという。

近年はこの生活史の復原に関心がもたれるようになってきている。しかし、生活様式の変遷

を物語るような物を個別的に意義づける学問が現在のところ体系的に存在しない。といって今、関心をもたれている生活史を見殺しにしてよいということではあるまいと思う。

有形文化財に共通する保存上の性格は施設に移すことで基本的に維持が可能になるといふことである。「近代の遺産の保存と活用に関する協力者会議」でも度々施設が期待的な話題となったのもそのためである。保護手法の多様化の中には、この施設を位置づけることがぜひとも必要である。それは新しい施設をつくるということだけでなく、多様化を示している既存の施設への援助や、各地の歴史博物館や民俗資料館の概念の拡大の検討もあつてよいのではなからうか。また、民俗文化財の保存には建造物の分野との協力が得られ、かつ自ら柔軟性を増し得るならば、これまでよりあるべき姿に近い保存が可能な場面も生じ得る。文化財の保存と活用は我々の永遠の課題であるが、近代を視野に入れることによつて、若々しい課題となるように感じる。そうするということ積極的な動きを期待している。



## 文化財保護制度の新たな展開

特集

し、活動の分野も多岐にわたっている。しかも、それぞれの分野の活動が複雑に関連するようになってきている。ことに科学技術と工業の発展は、経済活動だけでなく文化活動にも大きな影響を及ぼすようになってきている。しかも、それぞれの分野で多くの物を資料として遺し、文化遺産として蓄積されているのである。しかも、その資料は文献だけではなく、様々な構造的「物」と設備を含んでいる。歴史は文献だけではなく語り継がれる時代が近代であるということになる。しかも、一九五〇年代の高度経済成長期を通過する際に多くの物を失い、時とともに維持が困難になっているものも少なくないという。言われてみれば当然のことであり、産業考古学という新しい学問も誕生するゆえんである。

東京大学のある研究所が設備の更新として出した廃棄物が、科学技術史上の重要な資料となるとしてニュースになったことがある。保存と活用を図るべき新しい遺産があることは歴史として知っている。しかし、近代の歴史に関わるこれらの遺産の持つ意味と存在の様態はこれらまた一律に規定できない複雑さを持っている。また近代の遺産の中には、国の制度や政治に関わる文献も含まれている。それらは建造物や機械等とは歴史に対する投影力が異なっているのである。私などは近代はまだ熱い時代であるとの感覚を拭うことができない